

ライフサイエンス分野における知的財産について

2008年1月17日

味の素株式会社

西山 徹

## 1. ライフサイエンス基礎研究の進展に合わせた知財制度

### [現状]

京大 iPS 細胞等の再生医療分野への応用研究が急速に進歩している。しかし、iPS 細胞や ES 細胞等重要な基本技術の知財権は確立されたものではない。先端医療における基本技術、トランスレーショナルリサーチ成果の知財権化も不十分である。そのため、バイオベンチャー等の発展など産業化が停滞しているという側面がある。

### [提言]

ライフサイエンス先端分野の基本発明について特許取得を促進する。例えば先端医療分野の技術進歩に適合した特許制度のありかたを検討する。取得した基本特許を活用して、更なる研究開発、産業化を推進し、新たな応用発明につなげることが、知的創造サイクルの活性化、イノベーションの促進、国際競争力の強化に資する。応用発明促進のため、バランスを考慮した基本特許活用の仕組みを構築する必要がある。

## 2. 産業分野特性を考慮したグローバル知財制度

### [現状]

非メディカル(食品、環境、アグリ等)分野でも、バイオマスエネルギーなど新しいバイオ技術が急速に進歩し産業に応用されているが、新ビジネスモデルに伴う制度上の課題(健康食品表示、機能性食品等の用途発明、生物遺伝資源の出所開示など)も多い。課題の中には国際間で解決しなければならないものもある。

### [提言]

グローバルに通用する基幹技術(環境技術、微生物・植物・動物育種、遺伝子検出技術など)の重点的育成と、その進歩に適合した知財保護のあり方を検討する必要がある。特に、地球環境科学は地球規模で継続的に研究開発を行うべき課題であり、日本の技術水準が高い分野であるので、優れた新技術の外国特許取得等国家イニシアティブのもと更に推進すべきである。生物遺伝資源の取扱いについても、国際学術連携、食糧供給や環境保全も含めた幅広い検討が必要である。このような緊急の課題を世界にリードして取り組むことにより、日本の主導性が発揮される。

以上